

令和3年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和3年第3回定例会

第 1 号（9月14日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議席の指定について	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
小澤一文の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	6
例月出納検査結果報告（5・6・7・8月分）	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	7
発議第 1 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について（原案可決）	8
同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	10
議案第19号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について	10
議案第20号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第21号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について	16
議案第22号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について	18
議案第23号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第24号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	20
議案第25号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）	21
認定第 1 号 令和2年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	23
認定第 2 号 令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について	23
決算特別委員会設置及び付託について	26
報告第 4 号 令和2年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）	27
休会について	28
散会の宣告	28

第 2 号 (9月16日)

議事日程	3 1
会議録署名議員	3 1
開議の宣告	3 2
会議録署名議員指名について	3 2
一般質問	3 2
笹木 笑子	3 2
企画課長 鷲尾 仁志	3 3
住民課長 白土 ゆかり	3 5
小澤 一文	3 6
総務課長 内野 博之	3 7
教育次長 米田 淳一	3 8
越前 等	3 9
福祉課保健予防担当参事 林 孔美	4 0
議案第 19 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について (原案可決)	4 1
議案第 20 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 1
議案第 21 号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 1
議案第 22 号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 1
議案第 23 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 1
議案第 24 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 1
議案第 25 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 4 号) (原案可決)	4 1
調査第 3 号 所管事務調査について (許可)	4 4
派遣第 2 号 議員派遣承認について (承認)	4 5
追加日程について	4 5
意見書案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 (原案可決)	4 5
意見書案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 (原案可決)	4 7
意見書案第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 (原案可決)	4 8
閉会の宣告	5 1

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
1	石 田 浩 二	×	×
2	藏 根 高 史	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長 税務出納課長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監査事務局長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○
企 画 課 長	鷺 尾 仁 志	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
議会事務局長	浅 利 基 行	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 3 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 3 6 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員指名について
- 第 3 会期決定について
9 月 1 4 日～9 月 1 6 日
3 日間
- 第 4 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（小澤議員）
3) 例月出納検査結果報告（5・6・7・8 月分）
- 第 5 町長行政報告
- 第 6 教育長教育行政報告
- 第 7 発議第 1 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 8 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 2 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 1 9 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第 1 0 議案第 2 0 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 2 1 号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 2 2 号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 2 3 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議案第 2 4 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
※ 議案第 1 9 号～第 2 5 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 6 認定第 1 号 令和 2 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について

第17 認定第 2号 令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について

※ 認定第1号・第2号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。

第18 決算特別委員会設置及び付託について

第19 報告第 4号 令和2年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

6番 伊 藤 充 章 7番 吉 川 洋

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） ただいまの出席議員は、石田議員より欠席の届出がありましたので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定について

○議長（高橋成和） 日程第1、議席の指定を行います。

新しい議事堂での会議の開催に伴い議席が変わりますことから、議席は会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。氏名標をお立てください。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第2、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第3、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付し

ているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきたいと思っております。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番(小澤一文) 令和3年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和3年8月24日火曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。

議件といたしましては、議案第1号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 令和3年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第3号 令和3年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和3年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和3年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)、議案第6号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第7号 空知中部広域連合介護保険被保険者の利用者負担金の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 空知中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例、認定第1号 令和2年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の5月、6月、7月、8月分のおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(高橋成和) 日程第5、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長(奥山光一) それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和3年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のおりでございますので、お目通し願います。

そのほか上砂川町乗り合いタクシーの本格運行など2件についてご報告申し上げます。初めに、上砂川町乗り合いタクシーの本格運行についてご報告申し上げます。平成31年2

月から実施しております乗り合いタクシーの実証運行につきましては、昨年10月に運行便の増便や連絡施設の増設による制度拡充を行い、利用者数は増加傾向にあるものの、運行期間は北海道運輸局から許可を得ている本年9月末日までとなっております。このことから、本格運行に向けた乗り合いタクシーの在り方について検討を行うため、本年6月に利用登録者と非登録者の高齢者に対しアンケート調査を行い、その結果運行の継続とさらなる運行便の増便などを求める声が多く寄せられたため、地域公共交通会議を開催し、本格運行への切替えと利便性の向上について協議を行ったところであります。協議内容につきましては、資料ナンバー1のとおり、現行1日7便の運行を8便に増便、また現在12か所ある連絡施設につきましては14か所に増設するとともに、利用する日の前日までとしていた運行事業者への予約につきましても、午後の便に関しましては当日の午前10時までとするなど予約方法の拡充も含め本年8月開催の地域公共交通会議に諮った結果、原案どおり同意を得られたことから、本年10月1日から本格運行を行うものであります。今後におきましても乗り合いタクシー制度について利用者及び住民へ十分な周知を図るとともに、コロナ禍による路線バスの利用者減少に伴う減便なども懸念されることから、引き続き地域公共交通の確保、維持に向けた取組を行ってまいりますことを申し上げます。

続きまして、交通事故死ゼロの日4,000日の達成について申し上げます。交通事故死ゼロの日につきましては、平成22年9月25日に旧上砂川駅舎付近で死亡交通事故発生後、交通安全推進委員会や交通安全指導員、北海道警察等の関係機関と連携し、交通安全運動期間中の広報紙による周知、関係団体のご協力の下、街頭啓発を実施するなど地道に交通安全対策に取り組み、さらに住民各位が交通事故に遭わない、起こさないという意思を持って活動にご協力していただいたことにより、去る9月8日午前零時をもちまして交通事故死ゼロの日4,000日を達成することができました。この記録達成を受け、9月10日には滝川警察署長より町及び交通安全指導委員会に対し感謝状の贈呈があり、笹木交通安全指導委員会会長、門馬副会長と共に授与をしたところでございます。また、29日には北海道知事からの感謝状の伝達が予定されており、改めて関係各位に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、本町の最長記録は昭和59年6月28日に始まり、平成8年8月1日で中断いたしました4,417日で、このたびの記録はこれに次ぐ2番目の記録となっております。今後は5,000日を目標に今まで同様地道ではありますが、しっかりと交通安全対策に取り組んでまいります。なお、4,500日は令和5年1月21日に、5,000日は令和6年6月4日に達成することとなりますので、引き続き議員各位をはじめ関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第6、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和3年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、全国学力テストの結果についてご報告申し上げます。

資料ナンバー2を併せてご参照願います。全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストにつきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりましたが、本年度は5月27日に実施されました。

本町の本年度の調査結果につきましては、近年徐々にではありますが、改善傾向にありましたが、中学校においては国語は全国平均に若干届かなかったものの、数学は全国平均を上回り、学校などによる地道な努力により学力の底上げが図られたものと考えます。しかし、小学校においては残念ながら国語、算数の両教科において全道、全国平均を下回りました。

教育委員会としては、各学校長に対し、今回のテストの分析を行い、児童生徒に合わせた指導や授業の改善などを実施して学力向上を行うよう指示したところです。

また、学力テストに併せ実施された児童生徒の生活実態などを把握する児童生徒アンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問いに、小学校では1時間以上すると答えた児童の割合は全国平均62.5%に対し、当町では62.5%と同じで、中学校では全国平均75.9%に対し、当町では100%と高い割合となっています。しかし、ふだん1日当たりどのくらいテレビゲームなどをするのかとの問いに、小学校では4時間以上すると答えた児童の割合は全国平均15.5%に対し、当町では25%であり、中学校では全国平均16.7%に対し、当町ではゼロ%と該当者がいない状況となっております。このことから、特に小学校においては長時間ゲームをする児童の割合が多いことから、家庭での生活習慣の改善が必要と考えます。学力向上には、今後においても学校の授業はもとより家庭での学習も重要でありますので、家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図り、教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。

また、全道、全国平均に届かない教科があることから、公設学習塾の利用促進や朝学習や放課後などにおける学習サポートの充実を図りながら、できることを着実に積み重ねていくことが重要でありますので、学校と連携しながらさらなる学力向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎発議第1号

○議長（高橋成和） 日程第7、発議第1号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

提出者である笹木議員より内容の説明を受けます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 発議第1号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により次のとおり提出する。

令和3年9月14日

上砂川町議会議長 高橋成和様
提出議員 笹木笑子
賛成議員 吉川洋
小澤一文

提案理由、標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、これに準拠し規定している本規則の一部を改正するものである。

なお、規則の変更箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。それでは、本文に入ります。上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則。

上砂川町議会会議規則（昭和62年上砂川町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印をしなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件に対する質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。笹木議員外2名から提出されました発議第1号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（高橋成和） 日程第8、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、東海一男氏が令和3年11月7日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、東海一男。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第19号

○議長（高橋成和） 日程第9、議案第19号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法、現行法が令和3年3月末で期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことから、同法第8条第1項の規定により令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。計画書本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、計画書本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー4をご参照願います。過疎対策の経緯につきましては、昭和45年以来四次にわたり特別措置法が制定され、これまで過疎問題に対する各種対策を講じてきており、現在の過疎計画につきましては平成12年4月1日から時限立法で施行された過疎地域自立促進特別措置法に基づき令和2年度までの計画を策定いたしましたが、本年3月末をもって特別措置法が失効いたしました。国は、過疎地域が人口減少や少子高齢化はなお著しく、様々な課題を抱え、全国との格差が依然としてあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、本年4月に令和3年度から令和12年度までの10年間の時限立法で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を新たに制定し、昭和45年の過疎法制定後初めて過疎地域の指定要件見直しを行い、これまで昭和35年国勢調査との比較で人口減少率を算定しておりましたが、既に60年経過していることから、地方圏からの人口流出が一旦終息した昭和50年国勢調査と比較することに見直しするほか、人口減少率の要件緩和や基準年見直しに伴う激変緩和措置の追加及び卒業団体への経過措置も取られております。この見直しによりまして道内においては富良野市、新篠津村、京極町の3団体が過疎要件の

非該当となった一方、上富良野町、斜里町の2団体が新たに該当することとなり、現在では148団体が過疎地域として公示されております。また、支援措置につきましても過疎債によるハード事業、ソフト事業への支援のほか、国庫補助率のかさ上げなどこれまで同様の支援措置が盛り込まれております。

資料4の2ページ目をご参照願います。当町においては、新過疎法の施行に伴い道と協議を重ねながら令和3年度から令和7年度までの前期5年間の上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したところであります。本計画の策定に当たり、当町では全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進行していることから、3月に議員各位にお配りをした第7期総合計画後期基本計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図り、国から示された様式に沿いまして13の項目で現況と問題点及びその対策を記述しており、計画書の構成につきましては新過疎法に基づき人材育成や情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進についての関係項目追加や基本目標の新たな設定など一部変更したところであります。また、地域の持続的発展の基本方針として、今後も想定される社会、経済環境の変化や新型コロナウイルス感染症対策の長期化などに伴い多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、北海道過疎地域持続的発展方針に基づきSDGsの推進やゼロカーボンへの貢献など持続可能な行政運営を進めることとしており、5つの町づくりの大綱により取りまとめております。なお、新たに設定を求められた基本目標の内容につきましては、過疎対策の実効性を向上させるため総合計画及び総合戦略に準じ目標値と重要業績評価指数、KPIを設定したところであります。

資料4の3ページ目につきましては、国が示す13の項目についてお手元に配付しております計画書から主立った対策を抜粋したものであります。

それでは、別冊の計画書の詳細についてご説明いたします。初めに、第1項、基本的な事項は1ページから15ページまで記述しており、1ページには本町の自然や歴史的経過に触れるとともに、社会的、経済的な諸条件並びに過疎の状況につきまして記述しております。

2ページの社会経済的発展の方向の概要では、今後の見通しとして既存企業の育成支援を行い、産業の振興と人口の定着化を図り、企業振興促進条例に係る町独自の優遇制度を継続し、事業拡大や雇用の創出を支援するとともに、新規開業者に対する支援制度など本町の社会経済の発展を促進することを記述しております。

3ページからは人口及び産業の推移と動向として国勢調査結果による人口、産業別就業者の推移と動向を、6ページの行財政の状況につきましては町税や交付税などの減収が想定される中、炭鉱閉山後に建設した施設等が老朽化しているため、その対策経費の増額が想定されることから、引き続き効率的かつ効果的な財政運営に努めることとしております。

7ページと8ページには本町の行政機構図を、9ページには施設整備水準等の現況と動向を記述しております。

次に、12ページの地域の持続的発展の基本方針及び13ページと14ページの地域の持続的

発展のための基本目標につきましては、先ほど資料4でご説明させていただきました内容を記述しております。

16ページには第2項の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成について記述しており、第3項の産業の振興については17ページから20ページまで産業別にそれぞれ記述しており、21、22ページにはソフト事業計画を掲載しております。

第4項には地域における情報化について23ページに記述しており、主な事業としては公共施設等無線LANの設置などを記述しており、第5項には交通施設の整備、交通手段の確保について25ページから30ページまで記述しており、主な事業としては31、32ページに記述のとおり道道の整備促進、町道の舗装整備、橋梁の点検、補修などでございます。

第6項は生活環境の整備について33ページから36ページまで記述しており、主な事業としては36、37ページに記述のとおり水道施設の整備、下水道設備更新、一般廃棄物最終処分場補修、町営住宅長寿命化などでございます。

第7項には子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について38ページから40ページまで記述しているところであります。

38ページには若年層の転出や少子化等により高齢化率が50.91%と全国平均を大きく上回り、典型的な少子高齢化社会を迎えている中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう主な事業としては40ページから43ページに記述のとおり除雪サービス事業、長寿祝い品贈呈事業などで、児童福祉対策としては子育て世代包括支援センターの開設、高校生以下医療費助成事業などでございます。

44ページには第8項、医療の確保について、急速な高齢化の中で認知症や要介護者が増えることが予想されることから、地域包括ケアシステムの推進や認知症サポート医の確保などを記述しております。

第9項が教育の振興で、45、46ページに記述しており、主な事業としては中学校の改修、ICT教育の推進、高校就学費等助成事業、鵜プール改修などでございます。

49ページには第10項、集落の整備について、50ページの第11項、地域文化の振興等については郷土芸能の普及活動及び指導者の育成支援を記述しております。

51ページの第12項、再生可能エネルギーの利用の推進については、カーボンニュートラルにつなげるため省エネや新エネ導入検討を記述しており、52ページの第13項、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について記述しております。

53ページから62ページまでは各項目で記述しておりますソフト事業について再掲したものであります。

以上が上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の内容説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして計画書本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第20号

○議長（高橋成和） 次に、日程第10、議案第20号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家等の適正な管理促進を図るため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、国が定める空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町の空き家等の適正管理に関する条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容であります。新たに空き家等対策協議会を設置し、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがあり、保安上危険となる状態の空き家等を特定空き家に認定することや空き家等対策計画の作成が求められ、これに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講じることとしており、具体的には特定空き家等に対して立入調査、指導、勧告、命令、公表、行政代執行と順次措置を講じてまいります。また、緊急な措置が必要で、適切な手段がない場合、町民が安心して暮らせる生活環境の保全を図るため必要最小限の措置ができる緊急安全措置を追加するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町空き家等の適正管理に関する条例（平成20年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し、」の次に「町及び空き家等の」を加え、「空き家等が放置され、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等対策に関して」に、「と地域の安全、安心の確保と」を「の生命、身体、又は財産を保護する

とともに、その生活環境の保全及び安全、安心して暮らせる」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 空き家等 町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立ち木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

第3条中「空き家等の」を削り、「管理不全な状態」を「特定空き家等」に、「適正な管理を行わなければならない。」を「、自らの責任において適正に管理しなければならない。」に改める。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条中「7」を「9」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（緊急安全措置）

第12条 町長は、災害その他特別の事情により、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある空き家等（特定空き家等を含む。）について、他に適切な手段がなく、緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要最小限の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置に要した費用を、当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

（空き家等対策協議会の設置）

第13条 町長は、法第7条第1項の規定に基づき、上砂川町空き家対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 第4条に規定する空き家等対策計画の策定に関すること。

(2) 第2条第2号に規定する特定空き家等の認定と対策方針に関すること。

(3) 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第1項中「当該」を「特定空き家等の」に改め、同項第2号中「ある」の次に「特定」を加え、同条第2項中「平成8」を「昭和25」に、「6」を「12」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「町長は、」の次に「特定」を、「所有者等が」の次に「正当な理由がなく」を、「又は」の次に「特定」を加え、同条を第9条とする。

第6条第1項中「前条の実態調査により、」を「特定」に、「になるおそれがあると認める」を「である」に改め、「又は管理不全な状態に」の次に「なるおそれが」を加え、同条第2項中「当該」を「特定」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(立入調査)

第6条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は、必要があると認めるときは、法第9条の規定により、当該空き家等について必要な調査を行うことができる。

(特定空き家等の認定)

第7条 町長は、前条の立入調査により、特定空き家等の状態にあると認めるときは、当該空き家等を特定空き家等と認定することができる。

2 町長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、第13条に規定する上砂川町空き家等対策協議会の意見を聴かなければならない。

第5条を削る。

第4条中「町民」の次に「等」を加え、「管理不全な状態にある」を「特定」に改め、「あると認め」の次に「られ」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、空き家等の適切な管理の促進のために必要な施策を策定（以下「空き家等対策計画」という。）し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次に、日程第11、議案第21号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い行政手続における押印廃止に向けた取組の推進及び行政手続の簡素化による住民サービスの向上を図るため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現を図るため行政手続のオンライン化の障害となる書面主義、押印原則、対面主義の見直しに伴い行政手続に係る町民の負担を軽減し、利便性のさらなる向上を図るため、行政手続の押印の見直しについて取り組むものであります。本町におきましては上砂川町民センター設置条例及び上砂川町火入れに関する条例並びに固定資産評価審査委員会条例に一部制限が設けられていることから、それぞれ条例の一部を改正するとともに、町規則及び要綱で定めている様式についても押印の特例に関する規則の制定により押印を要しないこととし、附則にも記載しておりますとおり、基本的に10月1日から押印を廃止するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町民センター設置条例の一部改正）

第1条 上砂川町民センター設置条例（昭和54年上砂川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「」を削る。

（上砂川町火入れに関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町火入れに関する条例（昭和59年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条中「異常」を削る。

別記様式第1号中「印」を削る。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26年上砂川町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

ただし、第3条は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第22号

○議長（高橋成和） 次に、日程第12、議案第22号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カード、通称マイナンバーカードは地方公共団体情報システム機構が発行し、手数料を徴収することになったことに伴い、本町の手数料条例に規定しておりますマイナンバーカードの再交付手数料の規定を削除するとともに、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲を拡大するものであり、本町においては上砂川町手数料条例及び上砂川町個人情報保護条例に一部制限が設けられていることから、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー7の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町手数料条例の一部改正）

第1条 上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

(上砂川町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 上砂川町個人情報保護条例(平成12年上砂川町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長(高橋成和) 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎議案第23号

○議長(高橋成和) 日程第13、議案第23号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第23号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町鶉若葉生活館の建て替えに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第23号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、老朽化及び耐震化のため現在旧双葉保育園跡地に建て替え工事を行っております鶉若葉生活館の位置の変更に伴い、関係条項を改正するものであります。

なお、鶉若葉生活館につきましては、敷地面積1,572.13平方メートル、延べ床面積200.35平方メートルの木造平家建てとなっており、本年10月29日に竣工、11月17日に供用開始す

ることとしております。また、現在の鶉若葉生活館の建物に関しては、来年度に除却を予定しており、跡地に関しましては今後有効活用するよう検討してまいります。

なお、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー 8 の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鶉若葉生活館の項位置の欄中「字鶉265番地」を「字鶉266番地6」に改める。

附則

この条例は、令和3年11月17日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第24号

○議長（高橋成和） 次に、日程第14、議案第24号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険医療機関等で療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることから、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により保険医療機関等で療養給付を受ける場合の被保険者資格の確認に個人番号カードによる電子資格確認が導入されたことに伴い、本町の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の関係条項の改正を行うものでありま

す。

改正の内容でございますが、医療費の助成を受けるときは医療機関等に受給資格者証と被保険者証等を提示するとしていた規定を電子資格確認、または被保険者証等の提示により医療機関等から資格の確認を受けることにするものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー 9 の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 6 年上砂川町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「（資格の確認）」に改め、同条中「に被保険者証又は組合員証及び受給者証（法による医療給付の対象者は併せて健康手帳）を提示する」を「から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受ける」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 25 号

○議長（高橋成和） 次に、日程第 15、議案第 25 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 25 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,170 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 7,100 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 14 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第25号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税6,506万6,000円の追加で、17億1,506万6,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金71万6,000円の追加で、3億2,239万4,000円となります。

2 項国庫補助金71万6,000円の追加で、1億6,954万4,000円となります。

21款繰越金5,591万8,000円の追加で、1億1,781万8,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億2,170万円の追加で、33億7,100万円となります。

2、歳出、2款総務費1,488万5,000円の追加で、5億4,659万6,000円となります。

1 項総務管理費1,488万5,000円の追加で、5億1,545万1,000円となります。

4 款衛生費222万5,000円の追加で、2億5,347万4,000円となります。

1 項保健衛生費222万5,000円の追加で、1億6,095万4,000円となります。

7 款商工費1億円の追加で、1億5,059万8,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費370万円の追加で、4億3,532万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費370万円の追加で、1億4,962万5,000円となります。

10款教育費89万円の追加で、1億4,624万3,000円となります。

1 項教育総務費45万円の追加で、1,979万円となります。

2 項小学校費22万5,000円の追加で、4,153万8,000円となります。

3 項中学校費21万5,000円の追加で、4,457万円となります。

歳出合計が1億2,170万円の追加で、33億7,100万円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項5目財産管理費1,112万3,000円の追加は、デイサービスセンターのボイラーが設置後25年経過したことによる更新と職員住宅の修繕料の計上であります。

9目諸費88万7,000円の追加で、417万円となります。新庁舎開庁式を12月4日に予定しており、7節報償費42万円の計上は参加者記念品と講演、演奏会謝礼の計上で、10節需用費3万円の計上は開庁式に係る消耗品の計上であります。22節償還金、利子及び割引料43万7,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の精算返還金の計上であります。

11目地域振興費187万5,000円の追加で、2,396万7,000円となります。12節委託料15万円の追加は、ふるさと納税を推進するため仲介サイト事業者さとふるへの委託料の計上であります。18節負担金、補助及び交付金172万5,000円の追加は、砂川市在住の方が中央地区にある元スナック店舗を購入し、飲食店を開業したことから、店舗購入費及び開業用備品

購入費の一部を補助するものであります。

12目地域おこし協力隊事業費100万円の追加は、協力隊員が自宅を改修し、来年1月に菓子製造販売を行う会社を起業するため、工房、キッチン等整備に対し上限額を助成するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費186万円の追加で、1億605万円となります。12節委託料107万6,000円の追加は、他市町村におけるインフルエンザ等予防接種情報が確認できるよう健康管理システムを改修するものであります。17節備品購入費78万4,000円の追加は、東鶉歯科診療所のバキュームモーターの更新経費の計上であります。

2目予防費36万5,000円の追加は、保健師1名が12月から産休に入ることから、健診業務等に支障を来さぬよう臨時保健師を採用するため、報酬と通勤手当を計上するものであります。

7款1項2目企業開発費1億円の追加は、マイクログラス社で製造している医療機関等が病理検査で使用するミクロトーム替刃の輸出が増加したことにより替え刃研磨装置2台を3億1,700万円で購入するため、上限額の1億円を助成するものであります。

8款2項1目道路維持費370万円の追加は、除排雪業務の委託業者が3社から4社になったことによる委託料の計上であります。

10款1項2目事務局費45万円の追加は、本年小学校が開校30周年、中学校が開校50周年の節目の年を迎え、周年記念事業を実施することから、小学校に20万円、中学校に25万円助成するものであります。

2項1目学校管理費22万5,000円の追加、3項1目学校管理費21万5,000円の追加は、昨年度児童生徒1人1台端末が整備され、ICT業務の強化を図るため現在道の事業を活用し、学習支援員が上限である週1回勤務しておりますが、子供のつまづきや端末トラブル等を解消するため週2回勤務に拡充するもので、報酬と通勤手当を計上するものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税6,506万6,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款2項3目衛生費補助金71万6,000円の追加は、母子健康管理システム改修に係る補助金の計上であります。

21款1項1目繰越金5,591万8,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 日程第16、認定第1号及び日程第17、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思います

が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、認定第1号 令和2年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第17、認定第2号 令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和2年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和2年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き認定第1号及び認定第2号の内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和2年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。令和2年度一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。令和2年度においても特別職の人件費を町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金につきましては、経費の効率的運用や各種補助金等の活用により、対前年度末比較3億7,300万円ほどの基金積立てが減額となり、令和2年度末基金残高は約20億4,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度対比2,022万6,000円減の1億6,486万6,000円、地方交付税は前年度対比7,050万6,000円増の17

億8,860万5,000円、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び特別定額給付金給付事業費の増収により前年度対比5億2,715万1,000円増の7億4,724万1,000円、繰入金は本年度は公共施設等整備基金から役場庁舎建設事業費の財源として3億6,270万円を、ふるさとづくり基金から郷土芸能獅子頭4頭の更新費用の財源として190万円を、財政調整基金から新型コロナウイルス対策事業に係る不足財源として4,030万円をそれぞれ繰入れし、前年度対比1億2,019万円増の4億490万円、町債は役場庁舎建設事業等の増収により前年度対比2億9,189万1,000円増の5億8,389万9,000円となり、歳入総額で42億9,286万2,000円の決算となっております。

歳出であります。人件費で会計年度任用職員制度導入により前年度対比8,010万2,000円増の6億2,578万円、扶助費で障害者自立支援費等の減額により前年度対比2,300万4,000円の減の2億8,480万5,000円、補助費等で新型コロナウイルス感染症対策関連経費及び特別定額給付金給付事業等の増額により前年度対比3億8,367万7,000円増の9億2,454万5,000円、繰出金で水道事業会計繰出金等の減額により前年度対比1,389万7,000円減の3億4,943万2,000円、投資的経費で役場庁舎建設事業及び下鴨生活館建設事業の増により前年度対比4億9,541万円増の10億8,041万7,000円となり、歳出総額で41億7,504万4,000円の決算で、歳入歳出差引きの実質収支は1億1,781万8,000円となるものであります。

次ページであります。財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、令和元年度で臨時財政対策債を含め84.5%でしたが、令和2年度では3.2ポイント減の81.3%となりました。これは、地方交付税、地方消費税交付金等の経常的一般財源が前年度比較7,017万2,000円の増額となりましたことから、その影響が大きく反映されております。財政力指数につきましては、過去3か年間平均で12.1%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和2年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。一般会計では、歳入が42億9,286万2,000円、歳出で41億7,504万4,000円となり、差引き1億1,781万8,000円となります。特別会計であります。4特別会計合計で歳入合計が5億8,827万8,000円、歳出で5億8,823万6,000円となり、差引き4万2,000円となります。全会計の合計で48億8,114万円の歳入に対し、47億6,328万円の歳出で、差引き1億1,786万円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第18、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和2年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 令和2年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります伊藤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることとなっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には越前議員、副委員長には笹木議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会にはこれらの資料等を使用しますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思います。

◎報告第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第19、報告第4号 令和2年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 令和2年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

令和3年9月14日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第4号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー10を御覧願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計では実質収支は1億1,781万8,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等の償還金に係る負担金の減によりまして前年度より1.2ポイント減の5.9%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、地方債残高の増加及び充当可能基金等の減少によりまして30.8ポイント皆増となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公

表につきましては例年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値の公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.9、30.80。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第4号 令和2年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。常任委員会開催のため、明日15日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、15日は休会することに決定いたしました。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 3 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 6 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 2 2 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 1 9 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第 4 議案第 2 0 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2 1 号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2 2 号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 2 3 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 2 4 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 2 5 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
※ 議案第 1 9 号～第 2 5 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 0 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 1 1 派遣第 2 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 2 意見書案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 1 4 意見書案第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 7 番 吉 川 洋

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は、石田議員より欠席の届出がありましたので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可をしてまいりたいと思います。

◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 本日は、新議事堂においての初めての一般質問であります。質問者として最初の発言の許可をいただきましたので、一言申し上げます。

新たな議場になり、町民の代表として、議員の一員として気持ちを新たに議員活動、努めてまいりたい所存です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。1件、デジタル弱者支援について。オンラインで行政やインフラに関するサービスの手続をする今日、近隣でも消費喚起策としてポイントなどが還元、付与される特典スマホ決済を導入する自治体があり、さらに行政のデジタル化が進むことが考えられます。しかし、インターネット環境がなかったり、機器を持たなかったり、仮に持っても使い方が分からなければ、その恩恵は受けられない状況です。本町におけるデジタル機器の使用状況については、国勢調査、本町公式ラインアカウント登録者数から65歳以上の多くの方がスマートフォンやタブレット端末を利用していないことが推測できます。パソコンの貸出しについても図書室では可能ですが、サポートが必要な町民は利用まで至っていません。このたび初めてのスマートフォン講習会が実施されることは、使い方に苦労されている方々には好機となると推測します。

しかし、一度教わっても新たな疑問に直面することも多く、継続したサポートが必要と考えます。そこで、ふらっとを活用しての支援はいかがでしょうか。ふらっとの設置目的は、テレワークの拠点づくりと記憶しています。Wi-Fi環境も整っており、場所、機器の提供、貸出し、サポーターの常駐などデジタルサポートの拠点とすることはさらに有効な活用にもなると考えます。例えばコロナ禍の終息が見通せない現在です。本町には家族と離れて暮らす高齢者が多く、遠隔地の家族とビデオ通話によるオンライン帰省や施設に入所されている方、入院治療中の面会制限の中でオンライン面会のサポートはいかがでしょうか。外出が困難な状況にある方もいます。そのような方こそデジタル機器は利便性があると考えます。このような支援が生涯にわたり安心して暮らせる町づくりの一助となると考えます。また、高齢者に限らず子供たちのオンライン学習への対応、若者世代に技術の伝達と世代を問わずIT技術の向上につながると推測します。同時に誹謗中傷、ネット通販でのトラブル、詐欺などサイバー犯罪から町民をどう守るのか、対応方法も検討しなくてはなりません。住民の半数以上が高齢者の本町において、パソコンやスマートフォンといったデジタル機器の扱いに慣れていない町民が取り残されないような犯罪に巻き込まれないための支援として、今後の取組も含め考えをお伺いいたします。

2件目、子供の安全、子供110番の家についてお伺いいたします。本町においては、各関係機関の協力もあり、子供に関する事件は幸いに発生していないと伺いました。しかし、近隣では不審者の情報も耳にします。令和元年6月の一般質問の中で、児童の安全に関する質問が出されています。その答弁内容に子供110番の家との連携が含まれていました。

そこで、お伺いいたします。明らかに日中不在の家、高齢で対応が困難な家、常時開錠されていないところにもステッカーが掲示されていました。ステッカーの掲示により犯罪の抑止効果にはつながるとは考えますが、実効性があるとは思えません。子供たち、特に低学年ではステッカーは目にしているけれども、どのような顔の人が住む家なのか、どこに設置されているのか、どのようなときに助けを求めるかなどを理解している子供は少ないと推測します。このことからせっかく協力していただいているにもかかわらず、子供110番の家についてその役割を担える取組ができているとは思えない現状です。顔の見える子供110番の家でなければ安心して助けを求められません。協力していただいている方との顔を合わせる機会を持つことが有効かと考えます。子供110番の家に限らず、地域でいろいろな大人が子供を知っているということが何より安全につながると思います。小学校では、大きな声で元気よく挨拶をすると取り組んでいます。教育委員会との協力によるコミュニティ・スクールの活動としても挨拶を通しての見守り活動は有効かと考えますが、いかがでしょうか。今後の子供110番の家の実効性を高める取組、子供たちに向けてどのように周知、指導していくのかをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 3番、笹木議員の1件目のご質問、デジタル弱者支援について

お答えいたします。

国においては、デジタル技術の恩恵を受け、安心して安全な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するためデジタルガバメントを推進しており、その司令塔となるデジタル庁が本年9月に発足しました。また、道ではIoTやAIの未来技術の活用を促進し、例えば遠隔診療、ウェブ会議やテレワークの推進、キャッシュレス決済の普及拡大、子供たちの学びを保障する遠隔、オンライン教育など10年後の未来の姿を描く北海道Society5.0推進計画を策定しました。このようなデジタル化に伴う急速な社会変化を捉え、本町においても全国の自治体に対して求められているデジタルガバメントの確立に関し業務システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、教育プログラムの充実、デジタル人材の確保と育成、サイバーセキュリティ対策の強化と新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式の確立という観点からも行政手続における署名押印、対面規制の抜本的な見直しと行政手続のオンライン化を推進するため自治体DX推進計画の策定を進めてまいります。

また、今後においては各自治体の情報統括責任者となるCIOを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が重要となることから、その任用にあってはIT知識が豊富な外部専門人材の起用を検討するとともに、自治体DXに併せて光ファイバーの全国的展開や5Gサービスの開始、ビヨンド5Gの実現など地域社会のデジタル化への取組が必要となってきます。その一方で、政府が策定したデジタルガバメント実行計画にも示されておりますが、誰も取り残されない形で全ての人にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく環境の整備が重要でありますことから、デジタル機器に不慣れな方やコンピューターを使いこなす能力を身につけていなくても容易に操作できるユーザーインターフェースの設計や多言語化、さらにはテレビ電話での相談や音声認識による対話形式での入力を可能とすることによって、デジタルデバイドの解消を図る国のデジタルサポートの動きにも注視してまいります。本町におきましては、窓口業務につきまして当面オンラインと対面のハイブリッド型で対応するとともに、高齢者が身近な場所で相談や学習が行えるようこのたび試験的に初めてのスマートフォン講習会を開催いたしますが、事業を継続するに当たってはマンパワー不足という問題もありますので、国の財政支援があるデジタル活用支援員や集落支援員の枠組みを利用することなども思料しながら講座の開催継続、アウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細やかなサポート体制を検討してまいります。

さらに、全国的なSNSの普及等に伴いネット上の誹謗中傷と人権侵害は年々増加し、子供のいじめ、新型コロナウイルス感染拡大による医療従事者や患者への人権侵害が深刻化されておりますことから、国においては自治体、学校、法曹関係者、プロバイダー等の官民連携による相談対応の強化や道徳教育への反映など被害者救済の実効性を強化すべく対策に取り組んでおりますので、本町におきましてもネットモラル理解促進のため町民に対する啓発活動を行うとともに、手口が多様化、巧妙化しているインターネットの悪質詐欺やインターネット通販トラブルについても全国的に拡大しておりますので、消費生活相

談員や消費者被害防止ネットワーク、警察など関係機関と連携を強化し、注意喚起を図りながら消費者保護対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、このたび補正予算にて小中学校のICT支援強化対策経費を計上しておりますが、今後においても第7期上砂川町総合計画や上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画に基づき児童生徒1人1台のGIGAスクール端末の利活用及びリモート授業を含むオンライン学習に対応するための知識の習得及び人材育成と環境整備のほか、地域における情報化を進めるため、まちの駅ふらっとの活用拡大などできることから取り組み、さらには災害時の対応という観点からも生活館等公共施設のWi-Fi環境整備にも着手してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次に、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 3番、笹木議員の2件目のご質問、子供110番の家についてお答えいたします。

初めに、子供110番の家につきましては、子供を狙った犯罪が全国的に発生し、その大部分が登下校時に集中している事案を受け、本町におきましては幸い凶悪事案はないものの、次代を担う子供たちを守るため平成18年に町と上砂川防犯協会のほか商工会議所、各町自治会等との連携協力の下、子供見守り事業を実施し、その事業の一環として設置したところであります。事業内容としましては、子供たちが不審者や不審な車から声をかけられたり、付きまとわれたときに駆け込める場所として通学路に位置する商店やご家庭等にご協力を依頼し、趣旨にご賛同いただけた方にステッカーをお渡しして、通行時に見やすい場所に掲示していただき、子供の安全にご協力いただいているところでございます。事業開始当初は70件の登録がありましたが、人口減少や商店の廃業等により登録件数は減少し、現在の登録件数は48件であります。この中には議員のご質問にありました日中不在の家や常時開場されていない施設等も含まれますが、終日人がいる企業、商店、施設、ご家庭だけに110番の家を限定しますと、実際問題といたしまして本町では該当するところがほとんどございませんし、また高齢により対応困難な家というのもご本人、あるいはご家族から申出をいただかない限り把握しにくい状況になってございます。実効性がないとのご指摘ではございますが、子供110番の家事業に限って申し上げますと、前段申し上げましたステッカーの掲示による犯罪の抑止効果のほか、体調を崩したときの駆け込み場所として活用されているケースもあり、このことは賛同していただいている方々のご協力によるもので、一定の評価に値するものと考えております。

さらに、関係団体全体でおおの役割を実行しつつ、また互いに補完し合うことにより実効性が増すものと思料しておりますので、今後事業への協力ができなくなっている登録者がいないかの確認と併せて事業への新規賛同者を広く募り、地域社会全体で子供を見守る体制を図ってまいります。また、子供たちへの周知、指導につきましては教育委員会及び学校と連携し、ホームルーム等で110番の家について周知を継続し、子供たちの理解を深めてまいりたいと考えております。

議員のご質問にありますとおり、子供の安全につきましては子供110番の家に限らず、地域全体で子供を見守る体制づくりが重要であり、またコミュニティ・スクールの活動テーマは子供たちと地域活動との関わりでありますことから、学校と協力しながら110番の家をはじめとし、地域社会全体で子供たちを見守るため顔が見える体制づくりも目指してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 再質問させていただきます。

2件目、子供110番の家について、今後さらに、現在48件の登録というふうに伺いました。それで、その48件が通学路に沿っているのか、またこの48件で足りているのか、そしてさらに広く募集する、募集というか、協力していただくというふうに伺いましたが、どのような方法で、各団体をお願いするのか、個人をお願いするのか、その辺のところも具体化されていましてお聞かせください。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） まず、48件なのですけれども、こちらにつきましては通学路をメインに当初から考えておりましたが、それ以外にも通学路から外れている場所でも登録のご協力をいただいているご自宅ですとか、それから企業もございますので、そういうところはこれまでどおり、子供たちが通学に限らず、例えばなのですけれども、放課後に遊びに行った先でもそういうところがあると安心できるというところでもありますので、今後の広く募っていく場合につきましては、当初こちらのほうでありました、先ほどご説明しましたように、各団体から協力もいただいておりますので、各団体、それから広報等で広く周知して理解をいただいているということで考えております。具体的な方法につきましては、これから防犯協会のほうにこの事業を委託しておりますので、そこともまた検討していきながらということになりますけれども、皆様のほうにこういうことで子供の安全が図られるので、ご協力を願いたいということで募ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再々質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次に、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 冒頭初めに一言申し上げます。

本日は、新議事堂においての初めての議会です。私自身改めて気を引き締め、精進してまいりたいと思います。

では初めに、災害時におけるペットの防災対策についてお伺いします。近年犬や猫などのペットを飼われている家庭が大変多くなりました。ペットは家族の一員であるという意識も一般的になりつつあります。また、災害時のペットの防災対策が大きな課題となった

ことから、環境省は災害時におけるペットの避難についてペットと飼い主と一緒に避難する同行避難を原則とするガイドラインを示しました。同行避難とは飼い主がペットと一緒に避難することを全体として指しますが、状況によっては必ずしも避難所内にペットと一緒に入れるものとは限りません。飼い主の方は避難所の対応や同行避難の心構え、注意点を確認するなど日頃から災害に備えての準備をしておくことが大切です。一方、本町での災害時におけるペットの防災対策が示されている避難所運営マニュアルには、ペットの登録台帳とペットの飼育についてと僅かに避難所での飼育についての注意書きが掲載されていますが、内容は十分ではありません。また、多くの町民は避難所運営マニュアルに触れる機会は極端に少ないと思われます。冒頭で述べましたが、ペットを飼われている家庭が大変多くなったことから、災害時にはペットとの同行避難が多くなることが容易に考えられます。こうしたことから、日頃から災害時の備えとして、またペットの同行避難について取り組むべきペットの防災対策を掲載したペット防災ブック（仮称）を作成し、必要な町民に配付し、活用することで避難所での混乱を避ける対策になり得ます。感染症対策と併せ避難所での安心、安全な運営対策を求めますが、見解を求めます。

次に、去る6月28日、千葉県八街市において歩いて下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人の児童が巻き込まれ、児童2人が亡くなり、1人が重体、2人が重傷という大変痛ましい事故が起きました。この事故を受けて、千葉県では通学路の安全点検を実施し、また文科省と国交省、警察庁はこの9月末をめどに全国の公立小学校1万9,000校の通学路を対象とした合同点検を行うとしました。通学路には、いろいろな危険が潜んでいます。児童生徒の安全を確保するためには徹底した安全点検を行い、的確な状況判断の下、実情に合った必要な安全対策を継続的に進めなければなりません。とりわけ安全点検は交通安全や災害安全、そして生活安全の各分野を包括的にかつ児童生徒目線の安全対策につなげる対応が求められます。本町では令和元年11月に上砂川町通学路交通安全プログラムを策定し、PDCAサイクルに基づいた取組を実践し、通学路の安全性の強化を図っているものと考えます。また、本年1月31日には落雪等による災害安全対策のための緊急安全点検が実施されたと伺っております。

そこで、伺います。上砂川町通学路交通安全プログラムの目的の項に今後は児童生徒が安全に通学できるように交通安全をはじめとする防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図るといった文言があります。今後関係機関が連携して防犯や災害に対する安全対策を図るといったことではありますが、その取組の中心となる通学路安全推進連絡会に消防が参加していません。災害安全対策という分野を考えれば、消防には関係機関として警察と共に参加をしていただき、災害安全対策の体制強化につなげるべきと考えますが、見解を求めます。また、安全点検の結果については可能な限り幅広くホームページ等に公表していただくことを併せて申し述べさせていただきます、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 4番、小澤議員の1件目のご質問、ペットの防災対策についてお答えいたします。

本町の災害時の避難所運営につきましては、避難所運営マニュアルにより対応しておりますが、ペットに係る掲載は議員ご指摘のとおりペットの登録台帳とペットの飼育についてのみとなっております。環境省は、過去の災害においてペットと同行避難した人が避難所に入れない事態や同行避難できないと考えた人が危険を顧みず避難しなかったなどの事例を踏まえ、また放浪状態のままに放置されたペットが住民に危害をもたらすおそれや繁殖による在来の生態系や野生動物への影響のおそれがあるため、ガイドラインでは飼い主自身の安心の確保を大前提に災害時のペットとの同行避難を推奨しております。ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあり、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からもペットの同行避難は重要と考えます。飼い主にとってペットはとても大切な存在であります。災害時の避難所では動物が苦手な人や動物に対するアレルギーを持っている人、動物の鳴き声や臭いを嫌がる人を含む避難者と共同で生活を送る場所でもあります。ペットをめぐるトラブルを最小限にする必要があると考えております。災害時の飼い主の役割は災害時にペットを守るのは飼い主であることから、まずは飼い主が無事であることが必要であり、飼い主がペットの防災を考え、備えることが大切であると考えます。災害時に避難所にペットと一緒に避難する場合、しつけや健康管理など平日頃から飼い主が十分な飼育管理の責任を果たしていることが大前提であり、ペットと一言で表しても犬や猫、小鳥など様々なペットがおり、また多頭飼いをしている方もおりますので、他の避難者のみならず、ペット同士のトラブルも未然に防止するなど多岐にわたり難しい課題もあることから、ペット防災ブックの作成に当たってはこれら課題の対応を踏まえ検討したいと思っておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次に、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 4番、小澤議員の2件目のご質問、児童生徒の安全対策についてお答えいたします。

飲酒運転によります死亡交通事故が後を絶たない中、千葉県八街市で起きた児童死亡事故も極めて悪質であり、亡くなられた児童とご遺族に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、今なお重体の児童と重傷を負われた子供たちが一日も早く回復し、元気に登校できる日が来ることを願ってやみません。交通安全プログラム策定の経緯であります。平成25年に文部科学省、国土交通省、警察庁の連名で地方自治体へ通学路の効果的な交通安全の取組の要請があり、趣旨にのっとり自治体においては交通安全に視点を置いたプログラムが策定されており、各市町村推進連絡会においても国、道、市町村の各道路管理者と交通取締りや道路規制のための警察及び学校と教育委員会で構成されております。通学路には地形や道路の線形、近接する建物など様々な要件が重なり、子供たちもドライバーも危険を察知しにくい箇所がありますことから、本町においても通学路安全推進連絡会の交通安全プログラムの取組方針に基づいて学校や関係部局と連携し、定期的に通学路の点検、把

握を行い、危険と判断されるところは可能な限り改善に努めております。また、大雪や空戸の発生など本町特有の地域性から逐一変わる危険箇所にも注意を払いながら点検を継続しており、大雪に見舞われた昨シーズンには本年1月21日に通学路に面する家屋の積雪状態を点検し、落雪の危険のある10か所について家主などへ雪下ろしを依頼したところでございます。また、千葉県事故を受け、学校と教育委員会において再度通学路の点検を実施して、危険箇所の再点検も行ったところでございます。本町におきましては、子供たちの安心、安全な通学のために交通安全に附随する形で防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図るとしてしておりますことから、推進連絡会にはさきに述べた道路管理者、警察のほか、庁内防犯、防災担当部局を加えて横の連携を図っており、ご指摘の消防につきましては災害予防の観点で参画することは貴重なご意見として賜りますが、消防としての災害対応の主は人命救助活動であり、特に落雪事故などの際の実動隊としての位置づけが強いものと認識しております。しかしながら、消防も行政機関の一つでありますことから、安全点検の結果危険箇所等は積極的に情報提供をし、情報を共有しながら安全対策に加わっております。今後も庁内外関係機関で横断的に安全対策を講じながら子供たちの安心、安全な通学路の維持に努めてまいります。

また、安全点検の結果の公表であります。まずは学校だよりなどを通じて子供たちと保護者への注意喚起、指導を第一としております。危険箇所の中には個人の所有物である住宅なども含まれますことも想定されますことから、ホームページなどへの掲載は慎重に対応しなければならない部分もありますものの、今後公表の在り方について検討してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） ペットの防災対策について1点再質問させていただきます。

長期にわたるペットの同行避難時に非常時に対応するためにペットフードを災害備蓄品に追加することも検討したほうがよいかと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めてまいります。総務課長。

○総務課長（内野博之） 災害時におけるペットフードの備蓄品の備えですけれども、ペットも環境の変化等で体調を崩し、下痢や嘔吐など、食欲不振なども報告されていると聞いておりますし、またペットフードの好き嫌いも聞いておりますので、まずは飼い主が備えることが一番よいのではないかというふうに思いますけれども、近隣の市町村の状況を見て備えについては検討したいというふうに思います。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再々質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（高橋成和） 次、5番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（越前 等） まず最初に、新しい議場、新しい庁舎という中で、これからの新しい上砂川を進めてまいりたいということは私も微力ながら力をお貸ししながら町の発展に努力してまいりたいと思っております。

次に、私の質問であります、後期高齢者歯科健診の実施についてお伺いたします。北海道後期高齢者医療広域連合では、高齢者における歯と口腔の健康管理の必要性から口腔機能の低下防止の事業として平成28年度から歯科健診を実施するよう通知しています。令和2年度で道内60市町村で実施されており、管内での歯科健診実施状況は岩見沢市、美唄市、滝川市、歌志内市、深川市の5市と栗山町、浦臼町、雨竜町、北竜町、沼田町、秩父別町の6町が実施しているところであります。高齢者の歯の損失、歯周病、口腔機能の低下は肺炎の発症や生活習慣の悪化など全身の健康状態にも影響を及ぼすと言われております。高齢者の方の中には定期的に歯科医に受診されてケアを行っている方もいると思いますが、歯の健康維持には定期的に歯科医による専門的なケアが必要であると考えます。9月号の広報でも健口長寿編として掲載されておりますように、お口の手入れ、お口の体操など各地域で百歳体操とともに実践されておりますが、後期高齢者の方に健康で長生きしていただくためにも歯科健診の実施をするお考えはありますか。お伺いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの5番、越前議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林福祉課保健予防担当参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 5番、越前議員のご質問、後期高齢者歯科健診の実施についてお答えいたします。

初めに、北海道後期高齢者医療広域連合では後期高齢者自身が口の状態を確認し、改善するきっかけにいただき、口腔機能の低下防止を目的に平成28年度から構成市町村に業務委託し、後期高齢者歯科健診を実施するよう通知があり、議員ご指摘のとおり令和2年度では60市町村で実施されております。かむ、飲み込むなどの口腔機能は年齢とともに徐々に衰えていくため自分自身で気づくことが難しく、客観的に現在の口腔機能を知ることができる歯科健診を実施することは口腔機能の低下や肺炎などの疾病の予防、歯周疾患の早期発見により適切な治療につながるものと考えられます。しかしながら、本町の後期高齢者歯科健診につきましては、歯科医院と実施に向けた協議を行っておりますが、町内に歯科医院が1か所しかなく、通常の診療もあることから、体制の構築が難しく、実施に至っていないのが現状です。本町の高齢者に対する口腔機能の維持、向上の取組につきましては、各地区において毎週開催されている住民主体の通いの場での百歳体操と口腔機能の維持のためのかみかみ百歳体操や百歳体操の参加者に年1回の口腔機能測定、後期高齢者健診を受診した方へ歯科衛生士による月1回の歯科相談、歯科医院まで行くことが難しい方には歯科衛生士による年2回の歯科訪問などを実施しており、歯の状態や口腔機能の衛生状態に問題がある場合は歯科医院での詳しい検査や早期治療などにつなげております。また、歯に対する意識を高めてもらうため8020運動として80歳で20本以上自分の歯の

ある方へ表彰を行う8020表彰式など各種事業を行っており、さらに今年度は新たに口から始まる衰えであるオーラルフレイル予防を目的に百歳体操の健口長寿編として各地区の生活館などに歯科衛生士が出向き、実技を交えたお口のお手入れなどの健康教育を9月下旬より行い、正しい知識の普及啓発に努めてまいります。議員のご質問の後期高齢者歯科健診の実施につきましては、今後も引き続き実施に向け町外の歯科医院も含めた中で実施体制の構築について検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（越前 等） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして直ちに会議を再開いたします。

◎議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号
議案第24号 議案第25号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第19号から日程第9、議案第25号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第19号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。伊藤議員。

○6番（伊藤充章） 恐れ入ります。1点質問させていただきたいと思います。

施策別項目及び主な対策の中の、資料ナンバーです。失礼しました。資料ナンバー4ですか、の中の③、地域における情報化の中に公共施設等へのWi-Fi整備というものがございまして。恐らくこれフリーWi-Fiなのではないかなと思うのですが、フリーWi-Fiにもいろいろな形態があつて、例えばメールアドレスを登録しなければ使えないもの、もしくはパスワードを入力しなければ使えないもの、そういったものは一切必要なく、接続すればつながるものといろいろあるのですが、こういったものというのはなるべく簡素なものが望ましいと思うのですが、こういった形の整備をお考えなのかちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの質疑に対して説明を求めます。鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

公共施設へのWi-Fi環境整備ですけれども、先ほど笹木議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、生活館等を想定しております。ですので、高齢者の方も利用しますし、

利用者の方になるべく使いやすいような形で、また災害時の対応ということも出てくるかと思しますので、接続すれば、アドレスの入力とかなるべく不必要な形でWi-Fiを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋成和） 伊藤議員、今の説明でよろしいですか。

○6番（伊藤充章） はい、ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第20号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第21号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町民センター設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第22号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 上砂川町手数料条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第23号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第24号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第25号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（高橋成和） 日程第10、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 日程第11、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 日程第12、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様
提出議員 小澤一文
賛成議員 笹木笑子
伊藤充章

意見書案第3号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるために

は、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的にすることが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について議題といたします。

引き続き4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様
提出議員 小 澤 一 文
賛成議員 藏 根 高 史
吉 川 洋

意見書案第4号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様
提出議員 吉川洋
賛成議員 小澤一文
伊藤充章

意見書案第5号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切や役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 一、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 一、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 一、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 一、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

- 一、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 一、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 一、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 一、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 一、台風や豪雨、地震などの自然災害に備え、避難施設、避難路などの整備について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 一、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 一、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和3年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋